

改正後全文

雇児保発第 0330001 号  
平成 19 年 3 月 30 日  
一部改正 雇児保発第 0313001 号  
平成 21 年 3 月 13 日  
一部改正 雇児保 0325 第 1 号  
平成 22 年 3 月 25 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

## 保育所入所待機児童数調査について

保育所入所待機児童については、その解消を図るため、待機児童ゼロ作戦を推進しており、平成 18 年 4 月の待機児童数は 3 年連続で減少し約 1 万 9 千 8 0 0 人となり、初めて 2 万人を下回ったものの、依然として都市部を中心に根強い保育需要が存在しており、待機児童の解消は喫緊の課題となっている。

「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）においては、平成 21 年度までに受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の解消を図ることとしており、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制を整備することが求められているところである。

このため、これまで「保育所入所待機児童数調査及び一時保育の実施状況調査の依頼について」（平成 16 年 3 月 23 日雇児保発第 0323001 号）によりご報告いただいていた保育所入所待機児童の状況について、待機児童の保護者の就労状況等をより適切に把握するため、今般、別紙のとおり様式を変更することとしたので、平成 19 年 4 月 1 日調査分より当該別紙様式により、本職宛てご報告方お願いします。

おって、「保育所入所待機児童数調査及び一時保育の実施状況調査の依頼について」（平成 16 年 3 月 23 日雇児保発第 0323001 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

## 記

### 1. 調査の対象

全国の市区町村

### 2. 調査様式

様式1：保育所利用児童及び保育所入所待機児童の状況

様式2：保育所入所待機児童の保護者の就労等状況

様式3：保育所入所待機児童の居場所

### 3. 調査日

様式1：各年4月1日及び各年10月1日

様式2：各年4月1日

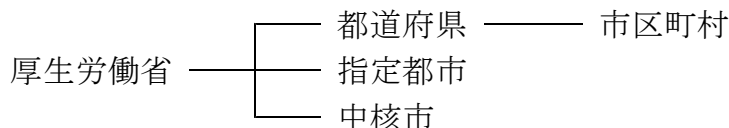
様式3：各年4月1日調査報告時点

### 4. 調査要領

別紙のとおり

### 5. 調査の系統及び方法

#### (1) 調査の系統



#### (2) 調査の方法

都道府県を通じて市区町村へ調査票を配布し、都道府県が回収及びとりまとめを行う。

### 6. 調査の提出期限

各年4月1日調査（様式1、様式2及び様式3）：各年5月末日まで

各年10月1日調査（様式1）：各年11月末日まで

#### <本件担当>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 保育係

TEL 03-(5253)-1111(内線7947)

FAX 03-(3595)-2674

## 保育所入所待機児童の定義

(定義) 保育所入所待機児童とは

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。

(注2) 広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外の場で適切な保育を行うために実施している、

- ① 国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童
- ② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童
- ③ 国又は地方公共団体よりその運営に要する費用について補助を受けている認定こども園のうち、幼稚園型又は地方裁量型の保育所機能部分で保育されている児童(②の地方公共団体における単独保育施策分を除く。)

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 保育所に現在入所しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような、入所予約(入所希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に入所可能な保育所がある(保育所における特定保育事業含む)にも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に入所可能な保育所とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に応じている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

保育所入所待機児童数調査

(様式 1) 保育所利用児童及び保育所入所待機児童の状況

平成 年 月 1日現在

都道府県名	市区町村名	保育所入所待機児童数調																																								備考																			
		施設数	前年調査時点			増加要因			減少要因			今年調査時点	0歳児								1歳児								2歳児								3歳児								4歳以上児								計								
			定員	施設数の増加によるもの	既存施設における定員変更によるもの	その他	施設数の減少によるもの	既存施設における定員変更によるもの	その他	定員	申込児童数		認可保育所利用児童数	国庫補助事業		地方単独保育施策		認定こども園のうち幼稚園型・地方裁量型の保育所機能部分の利用児童数	待機児童数	申込児童数	認可保育所利用児童数	国庫補助事業		地方単独保育施策		認定こども園のうち幼稚園型・地方裁量型の保育所機能部分の利用児童数	待機児童数	申込児童数	認可保育所利用児童数	国庫補助事業		地方単独保育施策		認定こども園のうち幼稚園型・地方裁量型の保育所機能部分の利用児童数	待機児童数	申込児童数	認可保育所利用児童数	国庫補助事業		地方単独保育施策			認定こども園のうち幼稚園型・地方裁量型の保育所機能部分の利用児童数	待機児童数	申込児童数	認可保育所利用児童数	国庫補助事業		地方単独保育施策		認定こども園のうち幼稚園型・地方裁量型の保育所機能部分の利用児童数	待機児童数	申込児童数	認可保育所利用児童数	国庫補助事業		地方単独保育施策		認定こども園のうち幼稚園型・地方裁量型の保育所機能部分の利用児童数	待機児童数	
														国庫補助事業	地方単独保育施策	国庫補助事業	地方単独保育施策					国庫補助事業	地方単独保育施策	国庫補助事業	地方単独保育施策					国庫補助事業	地方単独保育施策	国庫補助事業	地方単独保育施策					国庫補助事業	地方単独保育施策	国庫補助事業	地方単独保育施策						国庫補助事業	地方単独保育施策	国庫補助事業	地方単独保育施策											
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE					

- ※1 「施設数」は、福祉行政報告例（厚生労働省大臣官房統計情報部）の「施設数」と一致させること。
- ※2 「前年調査時点」の「定員」は、前年度に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課に報告した数値を記入すること。
- ※3 「今年調査時点」の「定員」は、I=B+(C+D+E)-(F+G+H)となるようにし、福祉行政報告例の「定員」と一致させること。
- ※4 「申込児童数」は、調査日時点において保育所の入所申込が提出されており入所要件に該当している者（※5+※6+※7+※8+※9+※10+待機児童数+保育所入所待機児童の定義（注7）『他に入所可能な保育所があるが私的な理由により待機している場合』）の数を記入すること。（新規申込者のみでなく、継続して4月1日入所の申込をしている者も含む。保育所入所待機児童の定義（注4）、（注5）、（注6）において待機児童から除外した者は申込児童数にも含めないこと。）
- ※5 「認可保育所利用児童数」は、福祉行政報告例の「入所人員」と一致させること。
- ※6 「国庫補助事業」の「家庭的保育事業の利用児童数」は、別紙「保育所入所待機児童の定義」（注3）①における国庫補助事業による家庭的保育事業において保育されている児童数を記入すること。
- ※7 「国庫補助事業」の「特定保育事業の利用児童数」は、別紙「保育所入所待機児童の定義」（注3）①における国庫補助事業による特定保育事業において保育されている児童数を記入すること。
- ※8 「地方単独保育施策」の「いわゆる保育室に類するもの利用児童数」は、別紙「保育所入所待機児童の定義」（注3）②における単独保育施策のうちいわゆる保育室において保育されている児童数を記入すること。なお、当調査において単独保育施策による児童数は、必ず保育室に類するか、家庭的保育に類するかのどちらかへ分類し記入すること。
- ※9 「地方単独保育施策」の「家庭的保育事業に類するもの利用児童数」は、別紙「保育所入所待機児童の定義」（注3）②における単独保育施策のうち家庭的保育事業に類するものにおいて保育されている児童数を記入すること。
- ※10 「認定こども園のうち幼稚園型・地方裁量型の保育所機能部分の利用児童数」は、別紙「保育所入所待機児童の定義」（注3）③における認定こども園のうち幼稚園型又は地方裁量型の保育所機能部分において保育されている児童数を記入すること。
- ※11 ※6～※10について、回答時点では、まだ4月1日に補助の対象となることが確定していない場合については、見込みで記入すること。

## 保育所入所待機児童数調査

(様式 2) 保育所入所待機児童の保護者の就労等状況

平成 年 4月 1日現在

都道府県名	市区町村名	全待機児童数 A	両親のいる世帯					待機児童数 G	母子・父子世帯					待機児童数 M	その他の世帯					備考				
			母又は父の状況						母又は父の状況						保護者の状況									
			就労中 (常勤)	就労中 (非常勤)	求職中	その他 (出産・ 看護・ 災害等)	計		就労中 (常勤)	就労中 (非常勤)	求職中	その他 (出産・ 看護・ 災害等)	計		就労中 (常勤)	就労中 (非常勤)	求職中	その他 (出産・ 看護・ 災害等)	計		待機児童数 S			
B	C	D	E	F	H	I	J	K	L	N	O	P	Q	R	S									

- ※ 待機児童の保護者の状況を保育所入所申請書等から把握できる範囲で記入すること。
- ※ 「両親のいる世帯」の「母又は父の状況」は、主に保育にあたる者の状況を記入すること。
- ※ 「その他の世帯」の「保護者の状況」は、「両親のいる世帯」「母子・父子世帯」以外の世帯の状況を記入すること。  
この場合、主に保育にあたる者の状況を記入すること。
- ※ 「就労中（常勤）」は、就労先が定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している者を記入すること。  
常勤・非常勤の別は勤務時間によるもので、契約上の身分によるものではない。  
就労先の勤務時間数のすべてを勤務しているパートタイマー等は常勤となる。
- ※ 「就労中（非常勤）」は、「就労中（常勤）」以外の者を記入すること。

## 保育所入所待機児童数調査

(様式3) 保育所入所待機児童の居場所

平成      年      月      日現在

都道府県名	市区町村名	全待機児童数	認可外保育施設に通園	職場に同伴 (自営しながら自宅で保育)	親類・知人へ依頼	幼稚園へ通園	一時保育を利用	求職しながら 自宅で保育	その他	備考
		A	B	C	D	E	F	F	G	

※ 待機児童数の保護者へ調べを行った結果について、待機児童数調査報告時点で把握できる範囲で記入すること。